

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会教育長 川元利夫（公印略）

坂井市スポーツ少年団本部長 長船信弘（公印略）

### スポーツ少年団の活動について（継続）

日頃は、児童のスポーツ活動を通じた健全育成にご尽力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、福井県感染拡大警報での活動の中、スポーツ少年団の活動について、前回通知させていただいた対応を継続させていただきます。また、団内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合について、対応すべき事項をまとめましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況や県の警戒レベル等を踏まえて対応を見直す場合には、速やかに通知いたします。

#### 記

#### 1 団内に新型コロナウイルスの感染者が出た場合の対応

- ・発症日から2日前まで遡り、活動等の状況を確認すること。
- ・「前述の発症日2日前」期間内に活動を行った場合は、保健所の指示があるまで活動を控えること。
- ・発症した団員以外に発熱等の症状がないか団員の健康観察を徹底すること。
- ・感染に不安がある団員がいる場合は、その団員の活動を控えること。

#### 2 対外試合について（継続）

- ・宿泊を伴う遠征や合宿の実施は控えること。
- ・昼食をとる場合は間隔を空けて黙食とすること。
- ・県外の公式戦や交流戦に参加する場合（県外者・チームを招待する場合も含む）、あらかじめスポーツ少年団事務局（スポーツ協会内）に大会要項等を届け出ること（実施に至る過程の中で団内の合意形成を図ること。また、大会等の内容によっては自粛要請もあり得ます。）。
- ・県内外問わず、市町によって活動制限が異なるため、相手方の活動制限等を確認した上で実施すること。

以上の判断等に迷う場合は、下記「生涯学習スポーツ課」までお気軽にご相談ください。

なお、発症した団員の保護者から指導者に速やかに連絡が入るよう連絡体制の確保をお願いします。また、GWを迎える中、活動における飲食を伴うレクリエーション等の実施は控え、引き続き徹底した感染症対策を講じるようお願いします。

#### 【お問い合わせ】

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

電話 50-3162(直通) 中屋・西出

メール [gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp)

坂井市スポーツ協会

電話 68-0123(直通) 渡辺・林

メール [sss@s-taikyo.jp](mailto:sss@s-taikyo.jp)